

第 50 号

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,490,096千円	499千円	3,490,595千円
第1項 営業費用	3,413,485千円	499千円	3,413,984千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「487,043千円」を「487,543千円」に、「29,180千円」を「32,770千円」に、「457,863千円」を「454,773千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,464,136千円	187,500千円	1,651,636千円
第1項 企 業 債	326,000千円	39,000千円	365,000千円
第2項 補 助 金	802,450千円	109,000千円	911,450千円
第3項 負 担 金	326,825千円	39,500千円	366,325千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,951,179千円	188,000千円	2,139,179千円
第1項 建設改良費	1,458,069千円	188,000千円	1,646,069千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代北部流域下水道建設事業 （受変電設備等） 八 代 市	令和6年度 ～令和7年度	千円 516,000
	年次別内訳	
	令和6年度	112,500
令和7年度	403,500	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	58,281千円	499千円	58,780千円

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫